

概要版

小美玉市 こども計画

令和8年度→令和11年度

こども・若者の夢と未来を
家族・地域とともに輝かせるまち“おみたま”



令和8年3月
小美玉市

計画の基本的な事項

こども基本法に基づく「市町村こども計画」です

この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として「こども大綱」及び「茨城県こども計画」を勘案するとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に定める「市町村こども・若者計画」として策定しています。

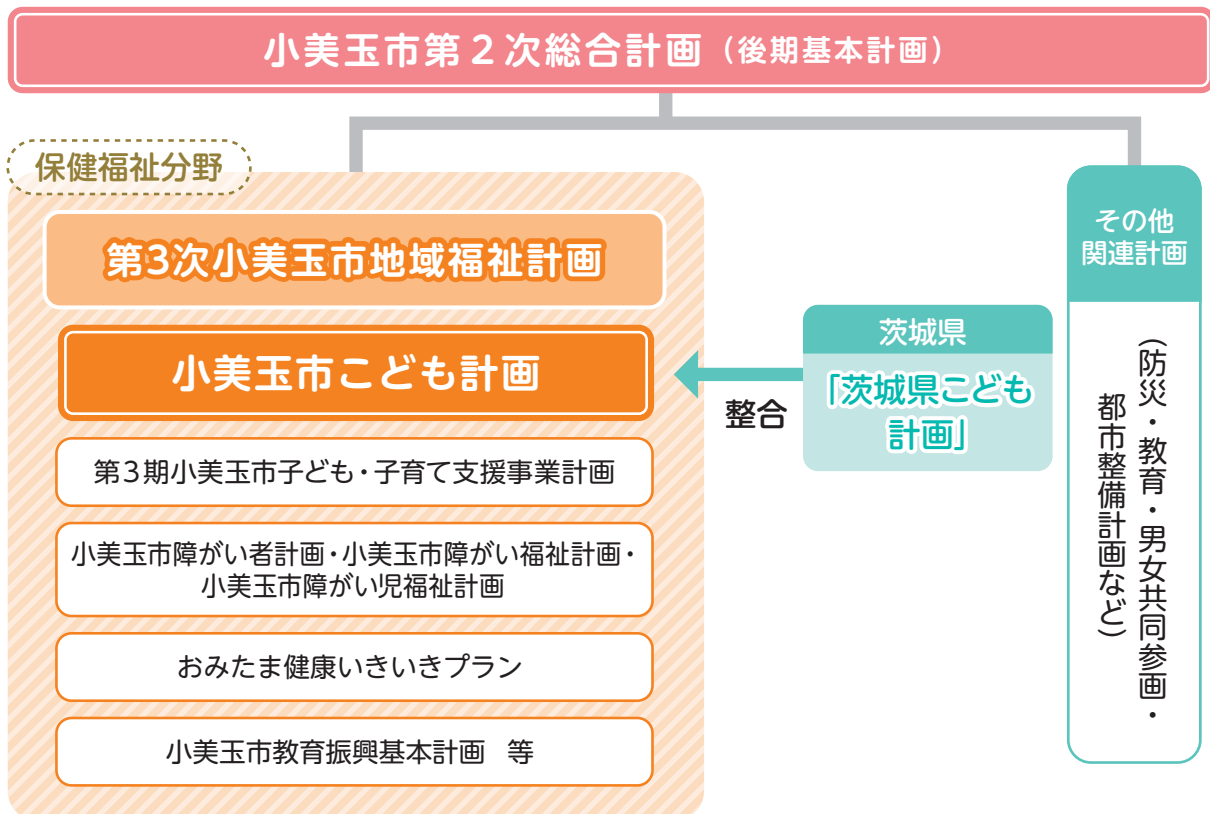
「こども大綱」とは

令和5年12月22日に、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。市町村においてこども計画の策定を進めるにあたっては、「こども大綱」を勘案する必要があります。

「こども大綱」では、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。

関連計画との位置付け

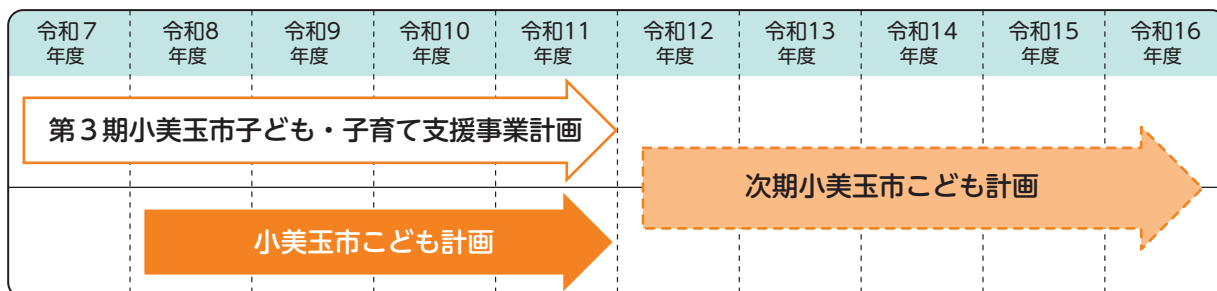
この計画は、本市の最上位計画である「小美玉市第2次総合計画（後期基本計画）」、福祉の上位計画である「第3次小美玉市地域福祉計画」のもと、本市のこどもに関する諸施策を総合的に進めるための計画であり、市の関連個別計画との連携や整合をとり策定するものです。



計画の期間は4年です

この計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とするものです。

計画の最終年度である令和11年度には、「第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」とともに内容を見直し、令和12年度以降は次期「小美玉市こども計画」として両計画を一体的に策定する予定です。



小美玉市における「こどもまんなか社会」を目指す基本理念

この計画は、市町村こども計画の背景であり根拠でもある「こども基本法」や「こども大綱」の趣旨を踏まえ、すべてのこどもや若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずその権利が守られながら、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を家族や地域とともに目指していくものです。

計画の基本理念は、この「こどもまんなか」の考え方に沿い、本市のこどもと子育て世帯を支援する「子ども・子育て支援事業計画」における基本理念「こどもが輝く未来を 家族と地域とともに育む みんながやさしいまちづくり」を、権利の主体たるこどもや若者の目線に置き換えて以下のとおり設定し、こども・若者施策のさらなる推進を図ります。

小美玉市こども計画の基本理念

こども・若者の夢と未来を
家族・地域とともに輝かせるまち
“おみたま”



施策の体系

この計画では、基本理念の実現に向けて7つの基本目標を設定します。基本目標は、「第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」に倣いつつ、こども大綱における重要事項を参考に「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2つの体系をもとに構成します。

基本
理念

こども・若者の夢と未来を
家族・地域とともに輝かせるまち“おみたま”

ライフステージごとの支援

基本目標

施策の展開

基本目標 1

誕生前から幼児期までの支援

施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策4 特別な配慮を必要とするこどもへの支援

基本目標 2

学童期・思春期の支援

施策1 学童期・思春期の保健対策

施策2 生きる力を育む教育の充実

施策3 多様な体験の充実

基本目標 3

若者への支援

施策1 就労と住まいの支援

施策2 出会いと結婚の支援

施策3 若者やその家族への相談支援

ライフステージによらず行う支援

基本目標

施策の展開

基本目標 4

多様な遊び、体験、活躍
ができる機会づくり

施策1 こどもの交流の場・居場所の充実

施策2 地域での多様な遊び・体験の機会づくり

施策3 幅広い分野における台湾友好交流

基本目標 5

課題や困難を抱える
こどもや家族への支援

施策1 こどもの貧困の解消に向けた対策

施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実

施策3 障がい児施策の充実

施策4 いじめ、不登校、自殺対策と悩みや不安への支援

基本目標 6

子育て当事者への支援

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策2 子育ての不安や悩みへの相談支援、情報提供の充実

施策3 ひとり親家庭への支援の推進

施策4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

基本目標 7

こども・若者・子育てに
やさしい社会づくり

施策1 こどもの安全の確保

施策2 子育てを支援する地域環境の整備

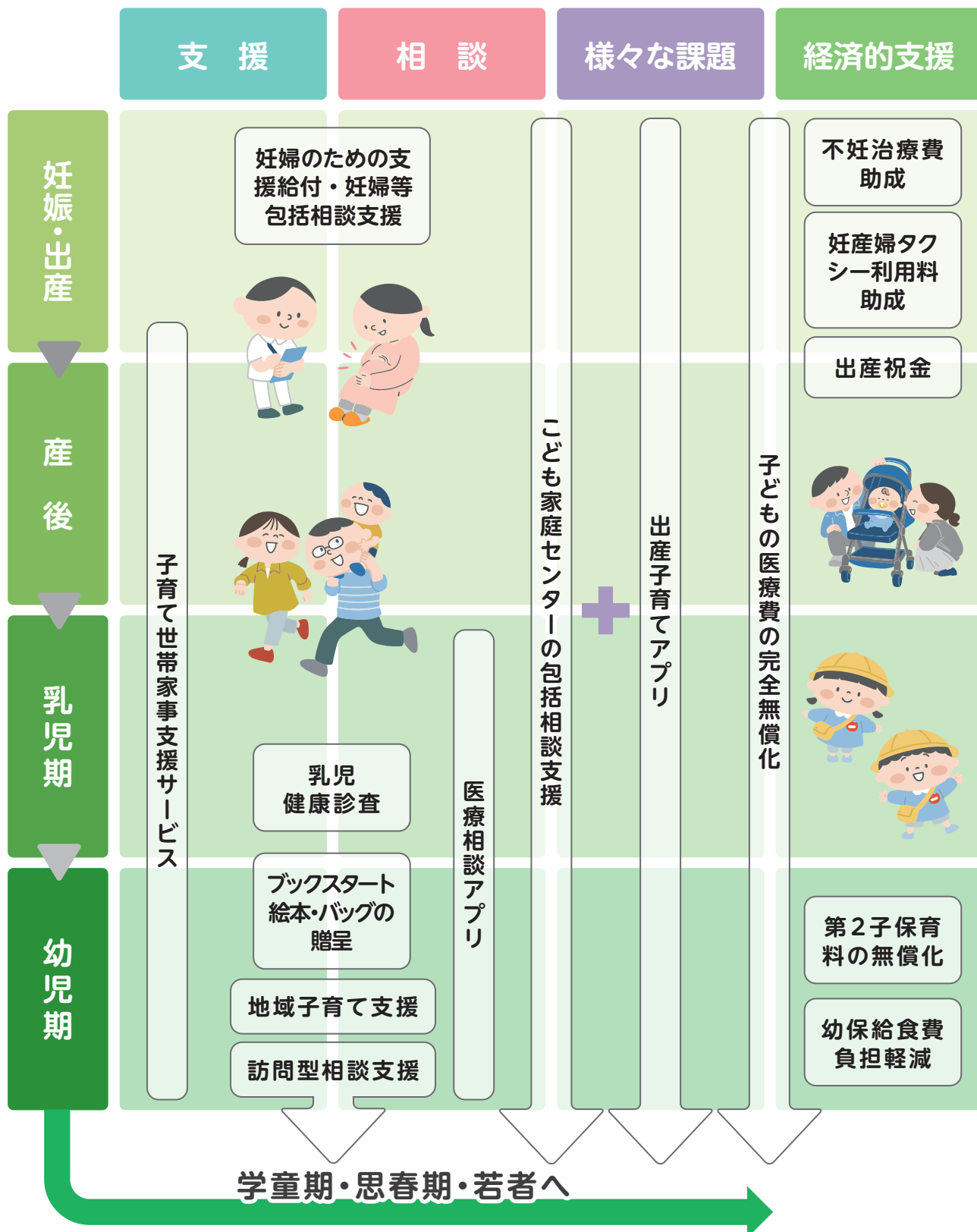
施策3 家庭教育及び地域コミュニティ力の向上

施策4 こどもの権利に関する普及啓発

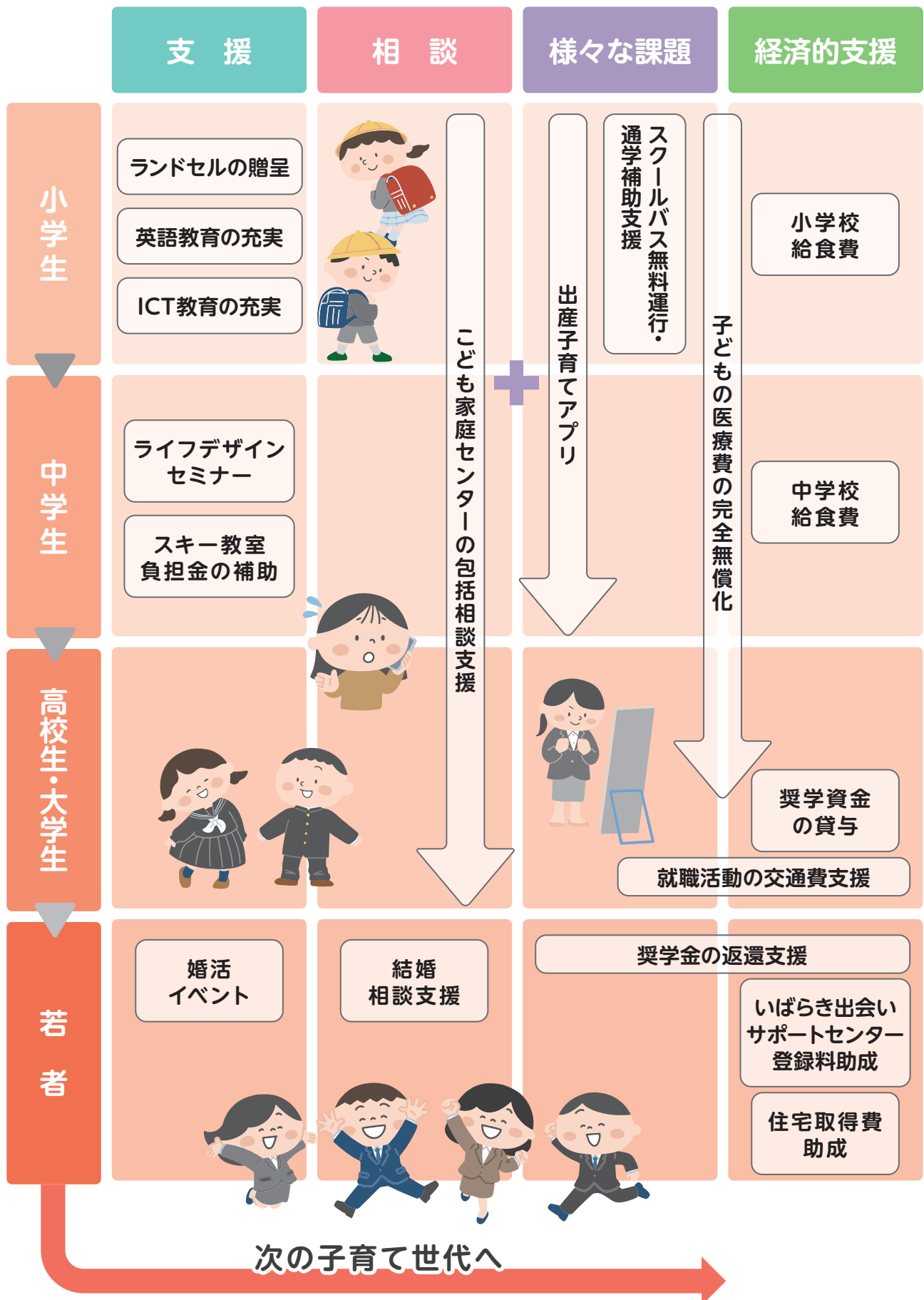
誕生前から幼児期までの支援

おみたまっ子応援パッケージより

小美玉市では、小美玉市に住み、生まれ、育てる方へ向けて市が行う支援策をおみたまっ子応援パッケージとしてまとめています。この計画における「ライフステージごとの支援」に沿って示すと、以下の図のようになります。



学童期・思春期・若者の支援



計画の推進体制

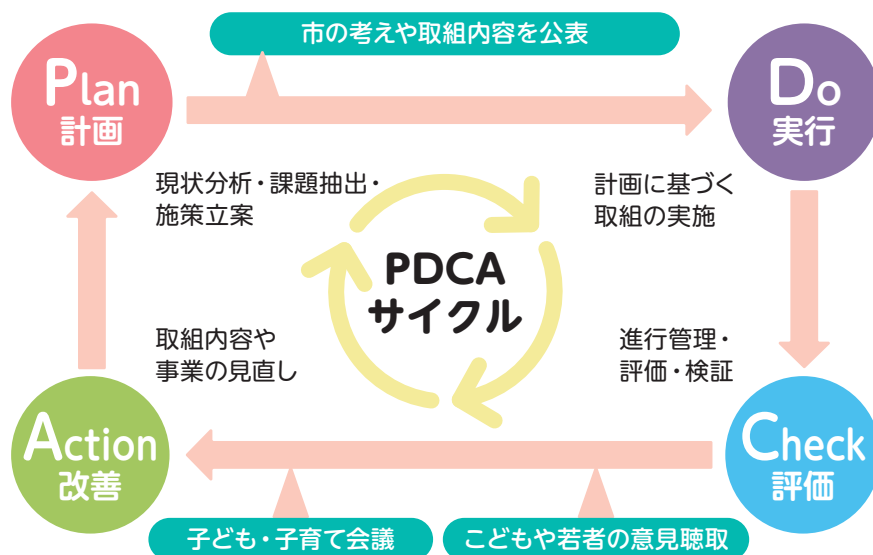
この計画の対象は、こども・若者、子育て当事者など対象が幅広く、こどもに関する取組を総合的に推進するための計画であることから、子育て支援を基本として、教育・保育、保健、医療、福祉といった多岐にわたる分野の取組が含まれるものです。複数の悩み・困りごとを抱えている家庭など、福祉等の複数の分野が連携しながら支援をつないでいくことも重要であるため、庁内においては関係各部署と綿密な連絡調整を図り、横断的に取組を推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）や幼稚園等、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組めます。

計画の進捗管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

進捗状況の点検・評価は、適宜に状況の把握を行い、その結果については、市ホームページ等で公表するとともに「小美玉市子ども・子育て会議」等において計画の進行管理と必要に応じた見直しを行っていきます。



小美玉市こども計画【概要版】

発行年月: 令和8年3月

発行: 小美玉市

編集: 小美玉市 福祉部 こども課

〒311-3495 小美玉市上玉里1122番地

TEL: 0299-48-1111 (代表)